

## 新発田市教育委員会平成31年3月臨時会 会議録

### ○ 議事日程

平成31年3月20日（水曜日） 午前9時30分 開 会  
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議事

議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第2号 新発田市小中学校児童生徒遠征費補助金交付要綱の一部改正について

議第3号 新発田市版学校運営協議会の設置に関する要綱制定について

議第4号 新発田市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について

日程第3 その他

### ○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○ 出席者

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

### ○ 説明のため出席した者

教育次長 佐 藤 弘 子

教育総務課長 山 口 誠

教育総務課参事（学校統合担当）  
橋 本 隆 志

学校教育課長 萩 野 喜 弘

青少年健全育成センター所長

井越 信行

○ 書 記

教育総務課長補佐

佐久間 与一

教育総務課学事係長

小室 貴史

○ 資料確認

○関川教育長職務代理者

ただ今から新発田市教育委員会平成31年3月臨時会を開会します。

はじめに、日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。笠原委員を指名いたします。

○関川教育長職務代理者

日程第2 議事に入ります。

はじめに、議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について審議します。

○関川教育長職務代理者

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

おはようございます。

議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。資料は議案資料1ページ、議案に係る資料も1ページでございます。議案に係る資料をご覧ください。改正の概要につきましては、教育総務課に置く学事係の名称を教育総務係に改めたいというものであります。改正理由としましては、業務内容を的確に表現したものに直したいということからこの改正を行いたいというものでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

何かご質問等はございますか。

○小池委員

質問ではないのですが、現場で学務係と学事係を区別しづらいと言っていたので、分かりやすくして良くなると思います。

○関川教育長職務代理者

他にございませんか。

○関川教育長職務代理者

ご意見、ご質問がないようですので、議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理者

異議なしと認め、議第1号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理者

次に、議第2号 新発田市小中学校児童生徒遠征費補助金交付要綱の一部改正について、審議します。

○関川教育長職務代理者

山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

はい。それでは、議第2号 新発田市小中学校児童生徒遠征費補助金交付要綱の一部改正につきまして説明させていただきます。資料につきましては、議案が3ページ、議案に係る資料が4ページであります。議案に係る資料4ページをご覧ください。まず始めに、この小中学校児童生徒遠征費補助金についてでございますが、小中学生が県大会以上に出場した場合、交通費、宿泊費、参加費の一部を補助するというものでございます。現在、全国大会では全額、県大会、北信越大会では2分の1という補助率によって補助しているものでございます。今回、2番の改正内容ですが、補助対象となる大会を「県大会以上の大会」としていたものから「下越地区大会（佐渡市での開催に限る。）または県大会以上の大会」に改めたいというものであります。また、下越地区大会（佐渡市での開催に限る。）の補助金の額を、「補助対象経費の合計額の3分の1以内の額」としたいというものであります。戻りまして1番の改正の理由でございますが、中学校体育大会の地区割りが今回変更されることとなりました。佐渡市が新潟地区から下越地区に入ります。佐渡市での下越地区大会に参加する場合の、交通費や宿泊費等の保護者の負担を軽減するため、佐渡市で開催される種目の下越地区大会を補助対象に加えるものということでございます。参考までに、佐渡市で開催される競技は、バドミントン、バレーボール、バスケットボールの3種目でございます。3番、施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

はい。いかがでございましょうか。

今まで佐渡は下越ではなかったのですが、下越に入れてほしいということでの中体連の組織の編成替えが行われて、下越に佐渡が入ることとなり、佐渡が入ってきたということは、佐渡にも行かなければならないという場面が出るのでそれに対応する措置でございます。いかがでございましょうか。

○関川教育長職務代理人

意見、ご質問がないようですので、議第2号 新発田市小中学校児童生徒遠征費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理人

異議なしと認め、議第2号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理人

次に議第3号 新発田市版学校運営協議会の設置等に関する要綱の制定について、審議します。

○関川教育長職務代理人

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

はい。お願いします。議案の5ページ、6ページをお開きください。新発田市版学校運営協議会の設置等に関する要綱であります。学校運営協議会を設置すると、コミュニティスクールと呼ばれるようになりますが、東豊小学校が来年度コミュニティスクールの設置をしたいということで準備を進めております。コミュニティスクールに移行しようと法制執務室ともやり取りをしてきましたが、本来であれば規則を制定しなければならないということになります。規則を制定すると運営協議会のメンバーは新発田市の非常勤職員という扱いになり報酬が発生するというのが法制執務室の見解であります。学校教育課としては、コミュニティスクールにはお金をかけないようにと考えておりますので報酬が発生するのは困るということがあります。そこで要綱とし、国の定義から言えば正式な運営協議会ではないのかもしれませんが、それに準じる形で進めていこうということで要綱としております。このことから新発田版という呼び方になってはいますが、学校としてはコミュニティスクールと同じように運営協議会を作ってやっていくので、東豊小学校としてはやる方向としては変わらないということであります。人数、任期、会議等について定めており、他市町村の規則を参考に作成しました。まずはこの要綱で進めさせていただき、何か不都合があれば変更していくことも考えておりますが、これでスタートさせていただきたいと考えております。

○関川教育長職務代理人

新発田版ということですが、過渡期のものと捉えればよいのではないかと思います。何かご質問等はございますか。

○小池委員

これからは、学校運営協議会というものが、文科省が言うように地域総ぐるみで学校を作って動かしていかないと多様な課題は解決しきれないということは本当

によく分かるのですが、先にフレーム、体制だけががっしりあっても、その中に問題意識が伴わないと、学校運営協議会になって、報酬を払って責任をもって協議の内容を決めていくということに追いついていかないのではという気持ちがあります。そういう意味では、新発田市版学校運営協議会を充実させて、先行事例を市内の学校運営に係る校長、教頭に浸透させていくことが実質的であり、これを形だけが先行してしまうことにならないための大事な最初のステップではないかなと思っています。もし、近隣の様子をご存知であれば教えていただきたい。聖籠町はコミュニティスクールをやっているところがあるし、新潟市はいわゆる支援本部組織を立ち上げて、最近、学校運営協議会を立ち上げるという話をお聞きしました。例えば、教員登用、人事に関する事で、既にやっているところで、プラス面とマイナス面の話題があれば聞かせていただきたいのですが。

#### ○萩野学校教育課長

学校運営協議会は、学校の人事に関しても意見を述べることができるとされていますが、あの先生がどうだ、この先生がどうだという意見の出方ではなく、全体像としての意見を述べることにとどめている市町村が多いようです。個々の人事に対しては口は出ない方が運営協議会としては上手くいくし、そこをしっかりと押さえておかないと学校の批判になってしまうこともあり得るので、そのところは他市町村を参考にしながら進めていくことになると思います。

#### ○小池委員

これからやろうとしている取組みが、文科省からドンときて、文科省はすばらしいパンフレットを作っていますが、結局、地域や地域の中のそれぞれのエキスパートが、校長の学校経営と同じレベルの問題意識を共有できるところまで育成できるかが大きな課題となっていくと思います。財源がない中でやろうとしていて、さらに学校教育課の中に担当があるということは、非常に充実させていくための負担というか、作業が過密になっていくのではないかと考えているのですが、その先となると自分の中では分からないのですが、かけられるものとして時間はかけられるので、新発田市版学校運営協議会を作ることで、充実して応えられるものにしていくために大きなポイントになると思っています。学校支援体制が先にきちんとできていると、自ずとそれぞれの人達が問題意識を持ってきて、先ほど課長さんがおっしゃったとおり、誰がどうということではなく、こういうことに力を入れられる人材が集まるといいねという、自分達の学校の特色を強化していける意見が出るのが人事に関しては理想的なことだと思います。そこに近づくことができるように準備段階を丁寧にやって頂くことが大事だと考えています。もう一つは、この制度の前にこういうことも視野に入れて校長の力を応援してくれる学校評議員制もあったと思いますが、それも同時に校長が新発田市版学校運営協議会に向かうために評議員制を活用して校長自身の学校経営に関する意見を厚くしていくために更に活用していくといいなと考えています。でも、現場では、結局それも頼る人材が地域の中では同じ人になるということが否めないところがあります。私が現職の時、地域という捉え方をきちんと自分の中で突き詰めていなかったのも、すごくオーソリティがあるけれどもそこに住んでいないどなたかに、校長がそのオーソリティを取り入れたら良いのにと終わった後に気づきました。評議員もせつかくある制度だから、う

まく校長の懐刀になるように同時に活用しつつ、合議制の運営協議会にプラスに働くようにする手法も必要なのではないかと思います。

○関川教育長職務代理者

いろいろご意見がありました。課長、いかがでしょうか。

○萩野学校教育課長

まず、市は学校教育課内で進めています。県の方は生涯学習が中心となって進めており、下越教育事務所でいうと第3課が中心であります。ただ、立ち上げの段階が社会教育という訳にはいかない。また努力義務でもあるので我々の方から進め始めたところでもあります。あとは、この会でも以前お話がありましたが、将来的に持続可能なかどうか、長期にわたって可能なかどうか、地域の中で学校教育や社会教育について先頭に立ってくださる方がいるときはいいが、その人がいなくなった次の世代はどうなのかということも十分考えていかないと、制度はあるけれども尻すぼみということになりかねないという危惧も当然あるので、そういったところも含めて東豊小学校で始めることをまずは注視していきたいし、胎内市、聖籠町を参考にしながら進めていきたいと考えています。

○関川教育長職務代理者

具体的にスタートしている自治体の事例はありますか。

○萩野学校教育課長

地域に伝統文化がある、産業が非常にしっかりしているというところは取り組みやすいのではないかと思います。地域の方達からの意見でお祭りの何かなど、こういうことをやってほしいという意見があつて、ではやりましょうとなり、地域の方が学校に入って伝統文化を継承していくようなプロジェクトをやっているところもあるようです。日々の中で言えば、地域の方が率先して学校の中の環境を治すことに取り組んだり、そうしたことに気づいてもらうことはあるのではないかと思います。

○関川教育長職務代理者

今のお話ですと、まだ、本格的に進めているところはないようであり、模索中というところなのではないかと感じられます。

○小池委員

学校運営に発言できるだけの問題意識、言葉は悪くなりますが感想やクレームといったレベルではなく、そういう問題意識を持つためには学校とかかわる実態がないと、と思います。支援体制とか広く先に組織ができなくてもいいのですが、うちの学校はこれがすごく課題、例えば生活指導が課題で、地域の方が問題意識を持ってきて、我々も一緒に対策を練って行動していくからという形で広げていかなければ、先に合議体制があつても有意義な結論には結びつかないのではないかと思います。非常に大変だと思いますがやってみないと実績も伴わないので、個人的な意見としては、新潟市で行っていたパートナーシップ事業はもうずいぶん経って、推

進室もなくなって定着してきていると思うのですが、こうした地域と保護者が学校の課題を解決できる体制ができてくると、学校運営協議会がはまり、持続可能までいくかどうかは分かりませんが、形だけが、ということは回避できるかなと思います。先行事例を研究するのが大事だと思います。

○関川教育長職務代理者

他にありますか。

○笠原委員

学校評議員会と運営協議会と、東豊小学校は一中学区と本丸学区の連携事業もやっているし、それらの役割がどういうふうになるのかなと思います。これは東豊小学校だけの運営協議会ということですが、連携や全体が地域から見て、保護者から見て、あまりにもいろいろありすぎて混乱するというのが正直なところだと思います。同じ人が兼任してしまうと、それはそれで偏った意見しか出てこないの、委員の構成なども考慮しないといけないのではと思っていました。自分の中で、いろいろ会がありすぎてどれがどうと整理できていないので余計にそう感じることもあるのですが、たぶん、他の保護者や地域の方はもっとそうなのかなと思います。ですので、もっとこれはこうでというように明確に示されるといいのかなと思います。

○桑原委員

まずは教育委員会が、今まである評議員会、新発田市版学校運営協議会と、それ以降にできることが期待されている学校運営協議会を、どのように位置づけるのか明確にしなければならないと思います。また、校長先生がリーダーシップをとって協議会のメンバーを集めることになると思いますが、評議員会、新発田市版学校運営協議会、学校運営協議会に教育委員会はどのように関わっていくのでしょうか。

○萩野学校教育課長

学校運営協議会というのは、校長の経営方針を審議して承認する形になって協働という意識が生まれてくるものです。今、東豊とか第一中学校区や本丸中学校区でやっている地域支援本部事業というものがありますが、これは学校のニーズに対してコーディネーターが地域の中の人材を探してボランティアを集めてやっていこうというものであります。学校評議員というのは、学校評価の中の外部評価者という位置づけで、学校評価のPDCAサイクルで学校を運営していく上で評価はこうでした、こういう目標で進めこういう結果がでました、次はどうしましょうかというところで意見を聞くというものであります。段々と運営協議会が発展していくと、当然、評価の方も変わってくるので、評議員と運営協議会が段々とシンクロしてくるかもしれません。

○桑原委員

第三者評価はやはり必要なように思いますが。

○萩野学校教育課長

文科省は、そのところは運営協議会の方でも評価をやっていくと述べています。

評議員についても、先ほど小池委員からのご意見にあったとおり、地域の方よりも少し遠くのところにいる方をお願いしていけば、広い視野から見てもらえるということで、ある学校では新潟市の大学の先生をお願いしている場合もあるようですので、学校評議員であれば外部評価として有効に残しておけるのではないかと思います。

○桑原委員

タイトルは新発田市版となっていますが、条文は市が入っていないところがあるので統一したほうがよいと思います。

○萩野学校教育課長

市が入っていない方が、言いやすいと思うがいかがでしょうか。

○桑原委員

新発田版がついている運営協議会がまず最初にあり、期間が経ってから学校運営協議会が設置されるということでしょうか。

○萩野学校教育課長

そこが設置されるかどうかは、今後検討をしていかなければならないと思います。新発田版を取ると、この要綱を規則としなければならず、規則に定めた場合はお金もかかってくるところがネックとなる部分であります。こうした点もあるし、本当にこれが効果的に学校運営の中で生きてくるのかという点もあります。国は、旗を振ってこちらに移行しようと一生懸命やっていますが、果たして新発田市内で有効なのかどうかは検討する必要があると考えていることから、先行実施として要綱を作ったものです。これは努力義務でありますに移行しないこともあり得るのではないかと考えているところです。

○桑原委員

その点に関しては、小池委員さんも、枠組み、規則を作って、どの学校にも義務とすると上手くいかないというケースを挙げておられましたが、私もそうだと思います。今回の件は、実際に活動している学校と地域に適用させて、希望はそういうコミュニティが増えることですね。教育委員会としては、ボトムアップ式を支援しようということですね。このことは設置の第2条に明記されています。「新発田市教育委員会は、学校と保護者及び地域住民等が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことができると認める学校」と。持続可能なことでもあがっていましたが、東豊小学校には、昨年、学校見学に行き校長からいろいろ話を伺いました。新しいことを立ち上げる時はリーダーシップがある人がいることが重要なのですが、非常に熱心にコミュニティとの協力について語ってらして、実際に、非常に活動的に取り組んでいらっしゃいました。一方での心配は、こうした活動的な方がいなくなったら終わってしまうのではないかと、持続可能かどうかの不安点であるわけです。しかし、リーダーシップがある方がいて、新発田版学校運営協議会を立ち上げて組織化し、組織が確実に機能するようになると、最初に組織を作ったリーダーが異動となったり定年退職しても、組織は残っていくと

私は思いますし、機能していくと思います。先ほどの質問になるのですが、第11条の設置期間に、新発田版運営協議会の設置期間は、新発田版運営協議会の設置の日から協議会、これは学校運営協議会のことですので、学校運営協議会の設置の日までとすると書かれていますが、今の課長のご説明ですと、学校運営協議会というのは現実に設置されるかどうかわからないと理解してよろしいでしょうか。要綱には書いておくということで、新発田版学校運営協議会がそのまま学校運営協議会へ移行するということもあり得るのでしょうか。

○萩野学校教育課長

そういうことです。

○関川教育長職務代理者

だいぶ整理されてきましたが、他にどうでしょうか。

○桑原委員

教育委員会は協議会にどのように関わるのでしょうか。

○萩野学校教育課長

まずは学校で希望があるので、学校で設定してもらい、学校で委員を選んでもらい、協議会も開いてもらい、実際に話し合いを始めてもらう形になります。学校からのニーズがあり、話し合いをする時に指導者が欲しいとなれば、私共が対応していきたいと思いますが、基本的には学校の要望を聞きながらということであり、積極的にいついつまでにああしましょう、こうしましょうということは、今は考えておりません。

○桑原委員

ほかの学校とコミュニティも活動を始めたいと思った時に、研修会をコーディネートするなど、そういったことは教育委員会が必要だと思います。そのほか先ほど、小池委員さんもおっしゃっていましたが、例えば地域に住んでいない人を講師にする場合のコーディネートですね。複数のコミュニティに跨って講師を派遣する、探すとなると、教育委員会の中のどこかの部署が引き受けていかなければならないと思っています。

○関川教育長職務代理者

萩野課長、いかがですか。

○萩野学校教育課長

このところは、東豊小学校の実際の状況を見ながら、どんどん広げていこうということになるのか、すべての学校をコミュニティスクールとして指定して教育委員会主導でやっていくのがいいのか、地域から挙がってきたところを進めていくのがいいのかについては、今後の議論になるので、様子を見て、ご相談しながら進めていきたいと考えております。

○桑原委員

コミュニティなので、そのまともりは残していかなければならないでしょう。私は、別のコミュニティではあるけれど、良い方なので自分のコミュニティでも力を貸して欲しいという時を想定していました。

○小池委員

課長さんが、国が定めた最終的な体制に持っていくことがありきではないと言っ  
ていただいてありがたいと思っております。そのためにも東豊小学校の取組みが大事  
になってくると思いますが、先程、県は生涯学習課がやっていると聞いて、そう  
いえばそうだったなと思い出していました。この制度は27年頃からあって、私も  
現職の時に打診されて、すぐにやってみたいと思いましたが、やりますと言えな  
かったのは、地域を担う人材として十分に充当できると思わなかったからです。生涯  
学習課に位置付けられている意味としては、地域のそういう人材を育成すること  
もあると思います。出だしはPTAの組織の人だけを集めて、そういう人達への育成  
のための年間プログラムがあって、それを動かす組織が行政にありました。それを  
学校教育課が担うことは本当に大変なので、この過渡期を活かして生涯学習課を巻  
き込んで、そういう意識を生涯学習課にもしっかり持ってもらいたいと思います。  
社会総ぐるみというのは行政の中にもあるので、生涯学習課も学校のことは学校教  
育課ということではなく、地域や保護者の人材育成のためにはどのようなアプローチ  
があるのかを同時に考えていくような視点をもってもらい、学校運営協議会に向け  
、焦らず体制を含めて検討してもらうことが最後には生きることになるのではない  
かと思います。文科省は教員の定数では課題解決がまかないきれないから、課題解  
決ができる人材をオープンに求めようとしているわけですが、これからの世の中に  
不可欠なことだと思うので、桑原委員、笠原委員が言ったように、現実的な一つ  
一つの件を丁寧に当ててもらいたいです。地域に人材がいなくて困っているとい  
うか悩んでいる校長がいると思います。学校評議員については、語弊がありますが、  
それも校長の使い方というか、学校運営協議会も広く大きく捉えて、そこに位置付  
けてきちんとする機能させる捉え方もありますし、そうではなく、独立した別の組  
織として校長が采配するということもあろうかと思いますが、それをきちんと意味  
づけることが問われていると思います。

○関川教育長職務代理者

他にございますか。

○関川教育長職務代理者

過渡期の抛り所を置いておくということで、手を挙げるならこれをご覧になって  
ぜひ慎重にやってくださいということになるのではないのでしょうか。そのための協  
力は教育委員会としても若干させていただくけれども、ただし、教育委員会が引  
張るとか、教育委員会がやるということではないのですよということをご理解いた  
だけるようになっていかないと、これを定めてやれと言うのかと感じる校長が無  
きにしても非ずではなからうかと思えます。

○桑原委員

できにくい地域もありますね。

○関川教育長職務代理人

同じ地域でも校長によっても違います。私はやるんだという校長もいれば、難しいと感じる校長もいるでしょう。それは個人によって感じ方が違うし、学校運営の考え方にも若干差がありますのでどのようにお感じになりますかね。しかし、これがあれば、いざやるぞと手を挙げる時におおいに参考にできるということになります。こうした趣旨で定めさせていただこうということですが、他にご質問はありますか。

○関川教育長職務代理人

確かにおおいに悩ましいので、私共もこれを見ていろいろなことが頭をめぐりますよね。あんなったらどうなるのか、こうなったらどうなるのか、委員の選定はどうなるのかと心配になりますが、まずは大枠を設定してやろうという場合は、新発田版でやれますよということなのかなと思います。

○関川教育長職務代理人

他にご意見はありますか。

○関川教育長職務代理人

ご意見が出尽くしたようであります。新発田市版の市はつけないこととするのですか。

○萩野学校教育課長

今後、法制執務室と協議、調整させていただきます。

○関川教育長職務代理人

それでは、この点も含めて、議第3号 新発田市版学校運営協議会の設置等に関する要綱制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理人

異議なしと認め、議第3号について、可決することに決しました。

○関川教育長職務代理人

次に、議第4号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について、審議します。

○関川教育長職務代理人

お諮りします。議第4号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

○関川教育長職務代理人

当議事を非公開にすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

○関川教育長職務代理者

佐藤教育次長以外の職員は退席願います。

【佐藤教育次長以外の職員は退席】

【審議】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

【退職した職員は席に戻る】

○関川教育長職務代理者

続きまして、日程第3 その他に入ります。

○関川教育長職務代理者

委員の皆様から何かございますか。

○関川教育長職務代理者

なければ、事務局からお願いします。

○関川教育長職務代理者

井越青少年健全育成センター所長

○井越青少年健全育成センター所長

私から報告ということで委員の皆様にお知らせしたいと思います。資料は用意していないので口頭でご説明させていただきます。

この度の10連休における児童クラブの対応についてです。本来であれば児童クラブの条例施行規則によりますと、4月27日土曜日は開所ですが、4月28日から5月6日まで9日間は閉所となりますが、国からの通知と保護者、利用者からの希望も数件来ていることから、私共としては10連休のうちの4月30日から5月2日までの3日間、何とか開所する方向で現在のところ検討しているところでございます。しかし、市内19か所の全ての児童クラブを開所するというのではなく、1か所、今のところ児童センターの施設をもって1か所を開所する方向で検討しています。開所時間につきましては、学校休業日と同様に午前7時30分から午後6時30分までとさせていただきたいということで検討しています。センターですと概ね271平米ございますので最大で160名の児童の受

入れが可能となります。その際に従事してもらう指導員が必要となりますが、これについては2人以上を常に配置する必要があるということで、3日間でいわずと2人で2交代、延べ24名以上の指導員の従事が必要となります。その中で問題になるのが、特別な日に従事してもらうので、月額報酬の範囲を超える従事であることから、対価となる報酬を支払うことはできないのかと関係する人事課と調整しているところでございます。あと1か月ちょっととなりましたので、来週くらいまでには検討を終了して、改めて報告させていただきたいと思っております。

○関川教育長職務代理者

4月30日から5月2日の連続3日間を開所したい、場所は児童センターで、いわゆる子どもの館と呼んでいる建物ですか。育成センターの児童センター部分ですか。

○井越青少年健全育成センター所長

児童センターで予定しています。

○関川教育長職務代理者

160名というのは、その場所だけで大丈夫ということですか。

○井越青少年健全育成センター所長

はい。そういうことであります。

○関川教育長職務代理者

問題は、人材の確保と報酬については人事課で検討してもらっているということですね。

○佐藤教育次長

まだはっきりしない段階なのですが、なかなか人材の確保が難しく、従事いただく方も10連休でいろいろな予定を立てているようで厳しい状況の中で検討していただいているところです。新たな事業とし報酬を支払う方向で詰めているところでございます。当初は今の児童クラブの施設を使ってと考えていましたが、新たな事業とすると育成センターを使うしかないだろうということのようであります。いずれにしても、開設をするということが大事なので、そのあたりは柔軟に考えていきたいと思っております。これから、財務課等と相談しながら3日間の開設に向けて進めていきたいと思っております。次の4月2日の教育委員会までに決まりますので、またご報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関川教育長職務代理者

質問はありますか。

○笠原委員

児童クラブに通わせている保護者の方に3日間開けると言った時に、どれくらい必要か、通わせたいという人数がどれくらいいるのかの把握はしていますか。

○井越青少年健全育成センター所長

その件については、年度が替わり利用者も変わることから、4月に入りましてから利用者、保護者の皆様に改めて希望をとることを考えています。今現在、私共で把握しておりますのが、申請書を出していただく時に、お父さん、お母さんの仕事が休みの日を記載していただいているので、これを見ますと祝日休日をご両親共にお仕事だという方は22から25%となっています。更におじいちゃん、おばあちゃんがお迎えに来る方を除きますと、だいたい7%、8%くらいだと試算しているところです。現在、新年度の利用希望者が1,172名となっていることから、6、70人くらいは利用希望として出てくるのかなと試算しているところでございます。また、利用人数によって指導員の配置の関係もあるので早めに利用希望をとりたいとは考えております。

○関川教育長職務代理者

実態把握を急いで進めていただき、すぐに体制を考えていただくようお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

他にご質問はありますか。

○関川教育長職務代理者

今後の日程について何かありますか。

○佐久間教育総務課長補佐

委員会終了後、ご案内いたします。

○関川教育長職務代理者

その他、連絡事項などはございますか。

○関川教育長職務代理者

ないようですので、以上で、新発田市教育委員会平成31年3月臨時会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

令和元年 5月 日

新発田市教育委員会教育長職務代理者

委 員